

子どもと法・21 学習会 2014 年(その 1)

「気骨の判決」から学ぶ

日時 2014 年 6 月 14 日(土)16:00~18:00

場所 四谷地域センター 11 階 集会室 2

(地下鉄丸ノ内線新宿御苑前又は四谷3丁目下車)

講師 清永聡さん(『気骨の判決』(新潮新書)著者 NHK 社会部司法クラブ
キャップ)

『気骨の判決』の副タイトルは、「東條英機と闘った裁判官」です。その裁判官は、大審院第三民事部裁判長吉田久。政府に非協力的な国会議員を排除する意図があったとされる「翼賛選挙」。聖戦遂行の美名の下、国民の投票の自由を実質的に奪う露骨な選挙妨害が行われました。他の選挙無効の訴えが退けられる中、1945 年 3 月、この翼賛選挙を無効としたのです。

現在のさまざまな動きをみていると、戦前・戦中の状況と酷似しているように思えます。

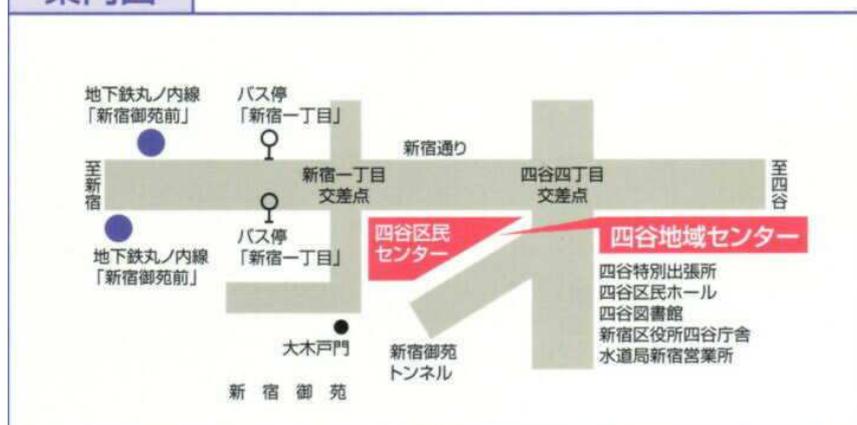
「大審院」は明治憲法下の「最高裁判所」です。しかし日本国憲法下の最高裁判所は三権分立の一権として国会・行政から独立していますが、大審院など戦前の裁判所は、刑務所の管理や司法行政などを行っていた行政官庁である「司法省」の一組織でしかありませんでした。司法省が裁判所に対する司法行政権を有していたのです。そのような制度であったにもかかわらず、このような判決を出したのです。

わたしたちはいまこの時代にあってどう行動していくのか、この「気骨の判決」から学びたいと思います。

ぜひ多くの方のご参加をお待ちします。

(参加費：500 円)

案内図



【主催】

子どもと法・21

連絡先：石井法律事務所

(tel 03-3353-0841)